

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格 A5判

昭和二十四年十月四日
外 火曜日

條 例

◇鳥取縣條例第五十九号

鳥取縣職員定數條例中改正條例

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣職員定數條例を次のように改める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定數條例中改正條例

第二條第一号中 吏員「一、一七七人」を「一、二五一人」に「其の他の職員「一、二六三人」を「その他の職員一、三三二人」に計「二、四四〇人」を「二、五七三人」に第六号中吏員相当職員「七人」を「九人」にその他の職員「二八人」を「三二人」に計「三五五人」を「四〇人」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第六十号

鳥取縣職員定數條例中改正條例

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣職員定數條例を次のように改める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定數條例中改正條例

第二條第五号中 吏員相当職員「七五人」を「一〇一人」にその他の職員「三一人」を「四五人」に計「一〇六人」を「一四六人」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

鳥取縣條例第六十三号

鳥取縣水防協議會條例設定の件
鳥取縣水防協議會條例を次のように定める。
昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水防協議會條例

第一條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八條第五項の規定による鳥取縣水防協議會(以下協議會という)の組織及び運営については法令に定めるものを除く外この條例の定めるところによる。

第二條 会長は協議會を代表し会務を総理する。会長に事故あるときはその指名する委員がその職務を代理する。

第三條 關係行政機關の職員又は關係團體の代表者たる委員に事故あるときはその指名する職務上の代理者がその職務を行うことが出来る。

第四條 關係行政機關の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。

但し補欠委員の任期は前任委員の死任期間とする。知事に於て特別の事由があると認めるときは前項の規定に拘らずその任期中においてもこれを免じ又は解囑することができる。

第五條 会長は會議を招集しその議長となる。

第六條 協議會は委員の三分の一以上が出席するのでなければ會議を開くことができない。

協議會の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

第七條 協議會に幹事及び書記各々若干人を置き会長が命じ又は委囑する。

幹事は会長の命を受け庶務を整理する。書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第八條 会長、委員、幹事又は書記に対しては予算の範圍内で知事の定めるところに依り手当及び費用辨償を支給することができる。

第九條 前各條に定めるもの及び協議會が自ら定めるもの、外協議會について必要な事項は会長が定める。

00203

00203

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十四年八月三日から適用する。

鳥取縣條例第六十四号

昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十四号鳥取縣土木建築請負業取締條例は昭和二十四年八月十九日限り廃止する。
昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣條例第六十五号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第十三号境港港灣施設使用料條例の一部を次のように改め公布の日から施行し昭和二十四年四月一日から適用する。
昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境港港灣施設使用料條例中改正條例

第四條第一項に次の但書を加える。

但し特別の場合においては知事が別にこれを定める。

鳥取縣條例第六十六号

境港灣取締條例を次のように定める。
昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境港灣取締條例

第一條 境港灣取締については、法令に別に定があるものを除くの外、この條例の定めるところによる。

第二條 境港灣とは、外ノ江西端から金毘山山頂まで引いた線 同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈

(北緯三十五度三十三分四十秒、東經百三十三度四十分三十秒)を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面及び防波堤 護岸、岸壁、物

揚場、さん橋、その他知事の指定する港灣附属物をいう。

第三條 ふ頭とは、岸壁、野積場、上屋、さん橋、建築物並びに附属器具、機械及び地上物件をいう。

00210

第四條 物揚場とは、標柱で示した区域とする。
第五條 汽船の船客は、内航船客を除くの外、知事が指定する場所から乗降しなければならない。
前項の区域は、標柱でこれを区かくする。

第六條 ふ頭、物揚場は、知事の許可を受けなければ使用してはならない。

第七條 ふ頭には、汽船、帆船、発動機船で登簿屯数五トン以上又は積石数五十石以上の船舶の外、けい留してはならない。但し、境港務所長(以下單に所長といふ)の許可を受けた場合は、この限りでない。

第八條 ふ頭において、牛馬をつなぎ、諸車、物品を放置し、又は作業し、若しくはその他の妨害となる行爲をしてはならない。

第九條 船舶を同時に岸壁にけい留しようとするとき又ははかく離しようとするときは、互に譲り合わなければならない。

第十條 岸壁及びさん橋には、みだりに貨物を停留してはならない。

第十一條 ふ頭には、船客、荷主、送迎人、荷取扱人の外出入してはならない。但し所長の許可を受けた者はこの限りでない。

第十二條 所長が必要があると認めた場合は、一時岸壁に船舶のけい留を停止し、若しくははかく離させることができる。

第十三條 火薬、石灰、肥料、危険物、その他不潔物の揚卸場は、知事の指定する区域とする。但し、ふん尿は、午前八時までに揚卸する場合はこの限りでない。

第十四條 物揚場を使用する者は、常にこれを清潔にし互に便宜を与え他の妨害をしてはならない。

第十五條 物揚場において、次の各号の一に該当する行爲をしてはならない。
一、荷主の使用に属するものの外、牛馬をつなぎ、諸車、物品を放置し、又は作業をすること。
二、汚物又は汚水をさん布し、その他使用者の妨害となること。

第十六條 物揚場占用の許可を受けた者は、その面積、

期間及び住所、氏名を記載した標柱を見易い場所に建設又は附着しなければならない。

第十七條 物揚場において、物品を運搬する場合は、墜落、漏出又は飛散させないように必要な装置をしなければならない。

第十八條 港務所員が、交通上と若しくは保安上必要があると認めるときは、牛馬、諸車又は物件の撤去を命ずることができる。

第十九條 第五條か第八條まで及び第十條、第十三條、第十五條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は料金を科する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

昭和七年二月鳥取縣令第七号境港灣取締規則は廢止する。

◇鳥取縣條例第六十七号

鳥取縣建設業審議会委員等の給与條例を次のように定める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建設業審議会委員等の給与條例

第一條 鳥取縣建設業審議会(以下審議会という)委員の報酬費用弁償及び審議会の参考人に対する費用弁償はこの條例の定めるところにより支給する。

第二條 委員に対する報酬及び費用弁償は別表(一)の額により、参考人に対する費用弁償は別表(二)の額による。報酬は日額とする。

第三條 委員に対する報酬費用弁償は審議会及び小委員会招集のつど支給する。

2 参考人に対する費用弁償は出頭のつど支給する。
第四條 この條例に定めるものを除くの外報酬の支給については官吏俸給令を、費用弁償の支給については鳥取縣旅費支給條例を準用する。

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年八月二十日から適用する。

00212

別表 (一)	職名	報酬日額	日	当	宿	泊	料	鐵	道	賃	船	賃	車	馬	賃
	審議会の会長 である委員	二五〇円	甲地	六〇〇円	乙地	四八〇円	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	委員	二〇〇円	甲地	六〇〇円	乙地	四八〇円	同	同	同	同	同	同	同	同	同
別表 (二)	日	当	宿	泊	料	鐵	道	賃	船	賃	車	馬	賃		
	二二〇円	四八〇円	二等実費	二等実費	一料に付三円										

◇鳥取縣條例第六十八号

鳥取縣引揚同胞対策審議会設置條例中改正の件
昭和二十三年十二月鳥取縣條例第八十号鳥取縣引揚同胞
対策審議会設置條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣引揚同胞対策審議会設置條例中改正條例

附則中「公布の日から一年を限り」を「公布の日から二
年を限り」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第六十九号

鳥取縣生繭売買又は仲立許可手数料徴收條例を次のよう

00213

に定める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣生繭売買又は仲立許可手数料徴收條例

第一條 蚕糸業法施行規則第四十條の規定により生繭の
売買又は仲立許可を受けたもので、許可証の再交付又
は許可証明書の交付を申請しようとするものはこの條
例により手数料を納付しなければならない。

第二條 許可手数料は左の通りとする。

- 一、生繭の売買又は仲立許可証再交付手数料
一件につき 二百円
- 二、生繭の売買又は仲立許可証明書交付手数料
一件につき 百円

第三條 手数料はこれを申請書に添えて納付しなければ
ならない。

第四條 既納の手料はいかなる理由があつてもこれを
還付しない。

附 則

規 則

◇鳥取縣規則第九十七号

鳥取縣生繭売買又は仲立許可手数料徴收規則を次のよう
に定める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣生繭売買又は仲立許可手数料徴收規則

第一條 蚕糸業法施行規則第四十條の規定により生繭の
売買又は仲立許可を受けようとするものはこの規則の
定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 許可手数料は次に定める額とする。

- 一、生繭の売買又は仲立許可手数料
一件につき 三百円

00214

第三條 許可手数料はこれを申請書に添えて納付しなければならぬ。

第四條 既納の手数料はいかなる理由があつてもこれを還付しない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十六号

行 中 一 般
各 府 廳 長
各 勞 政 事 務 所 長

縣の執務時間及び職員勤務時間に関する規程の一部を次のように改め公布の日から施行し、昭和二十四年十月二日から適用する。

昭和二十四年十月四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條に次の但し書を加える。

但し土曜日については午前八時十五分から午後零時十五分までとする。

第二條中但しの次に「土曜日については午前八時十五分から午後零時十五分までとし」を加える。

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第四十五号

鳥取縣社会教育委員推薦に関する件

社会教育法第十五條の規定に基き鳥取縣條例第二十三号を以つて鳥取縣社会教育委員に関する條例が制定されたので、社会教育法第十五條第二項第二号に該当する社会教育關係団体は左記様式により鳥取縣社会教育委員候補者を十一月十五日迄に推薦せられたい。

昭和二十四年十月四日
鳥取縣教育委員會 記

00215

様 式

年 月 日

社会教育關係団体名及び代表者氏名印

鳥取縣教育委員會教育長宛

社会教育委員候補者推薦について

鳥取縣社会教育委員候補者「何某」を別紙調書を添え推薦いたします。

鳥取縣社会教育委員候補者調書

事項	氏名、生年月日	現住所	候補者の履歴	当該団体に於ける地位	候補者選定の方法及びその他参考事項
項目	事	項			

所長

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第七十号

昭和二十三年三月鳥取縣條例第二十二号鳥取縣水産製品
検査條例、同第二十三号鳥取縣水産製品検査條例に基
く検査標準及び同第二十四号鳥取縣水産製品検査手数料條
例は昭和二十三年十二月三十一日限り廢止する。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第七十一号

通信教育入学科徴收條例中改正條例の件

昭和二十三年三月鳥取縣條例第二十号通信教育入学科徴
收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年十月四日

昭和二十四年十月四日
号 外

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

通信教育入学科徴收條例中改正條例

第二條「二十円」を「五十円」に改める。

第三條第一項に次の但書を加える。

但し年度の中途に於て入学したものの入学科はその
月に徴收する。

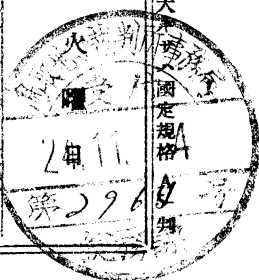
附 則

この條例は公布の日から施行昭和二十四年十月一日から
適用する。

◇鳥取縣條例第七十二号

鳥取縣通信教育受講料徴收條例中改正條例の件

昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十八号鳥取縣通信教育
受講料徴收條例の一部を次のように改める。



- 四、開催の日時
 - 五、開催の場所
 - 六、競技会を開催するものにあつてはその方法
 - 七、使用する建築物の構造設備に関する図面、坪數及び附近百米半径の略図
 - 八、入場料(会員組織その他特別の方法によるものはその方法及び金額)
 - 九、家屋若しくは設備が他人の所有にかゝるものであるときはその承諾書
 - 一〇、その他公安委員会が必要と認める事項
- 第四條中前條を「第三條及び第三條の二」に改める。
- 第八條の次に次の一條を加える。
- 第八條の二 ダンス会の開催責任者は第三條の二ダンス会が終了したときから三日以内に許可証を添えてその旨届け出なければならぬ。
- 第十三條中料理屋の下に「貸席」を加える。
- 第十八條中営業者の下に「(ダンス会を除く)」を加える。

第十九條中「(ダンス教授の下に「並びにダンス会」を加える。

「料理屋の下に「貸席」を加える。

第二十一條中ダンス教授所の下に「ダンス会」を加える。

第二十二條中三を「四」に改め二の次に次の二号を加える。

「ダンス教授又は指導をする者は公安委員会が風俗上支障がないと認める団体の定める資格條件に適合する者であること」

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第九十八号

鳥取縣水防訓練等に関する規則を次のように定める。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水防信号等に関する規則

第一條 水防法(以下法という)第十一條の水防のため

に出動する車馬の標示は別記第一号の標識を使用する。

第二條 法第十三條の水防信号は出動信号及び危険信号の二種とし別記第二号の区分による。

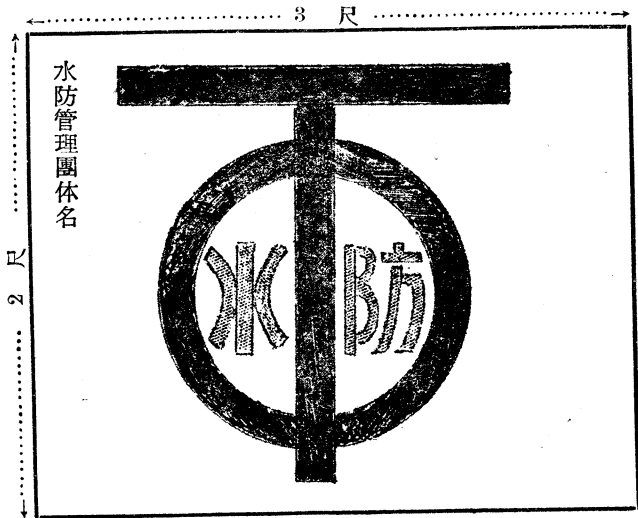
第三條 法第三十六條第二項の身分を示す証票は別記第三号の様式による。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十四年八月三日から適用する。

別記第一号

標 識 縦二尺 横三尺



凡例 水防は朱書とし其の他は黒書とする

